

平成21年度科学技術関係予算への資源配分方針の適用における
健康研究分野の取扱いについて

平成20年8月28日
科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

健康研究分野(橋渡し研究・臨床研究)については、「平成21年度の科学技術に関する予算等の全体の姿と資源配分の方針」(平成20年6月19日総合科学技術会議決定)において、初めての例として、関係府省合同での戦略策定、予算編成への取組を開始することとした。

その具体的な実施に向けて、科学技術政策担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、有識者からなる健康研究推進会議が7月22日に設置され、健康研究分野の統一的な概算要求方針として、8月26日に平成21年度健康研究概算要求方針が策定された。

これらを踏まえ、平成21年度科学技術関係予算への資源配分方針の適用において、健康研究推進会議において決定された「平成21年度健康研究概算要求方針」に示された施策については、最重要政策課題に準ずるものとして取り扱うものとする。

また、「平成21年度健康研究概算要求方針」に示された施策については、健康研究推進会議及び総合科学技術会議の強力なリーダーシップの下に、継続課題の改善・見直しや新規施策の必要性等、内容を常に精査し推進していくことから、当該施策に係る優先度判定等を行わない。